

平成 21 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 21 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 意匠・建築計画 ①要求室の機能性・快適性等 ②図面表現等</p> <p>(3) 構造計画 ①構造種別、架構形式及びスパン割等の計画 ②耐震計画</p> <p>(4) 設備計画 ①空調方式、設備スペース及び設備シャフトの計画 ②執務スペースの照明計画 ③排煙計画</p> <p>(5) その他 建築物の環境負荷低減に配慮した計画</p> <p>(6) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ② 地下 1 階、地上 7 階建でないもの ③ 図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④ 地下 1 階を除く床面積の合計が「5,200 m²以上、5,800 m²以下」でないもの ⑤ 次の要求室・施設等のいずれかが所定の階に計画されていないもの</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 貸事務室 A、貸事務室 B、ショールーム、ショールーム事務室、喫茶室、玄関ホール、守衛室、荷解きスペース、設備スペース、機械式駐車場の地上部分、エレベーター、便所(各階に全くないもの)、2 以上の直通階段 </div> <p>⑥ その他設計条件を著しく逸脱しているもの（基準階有効率、高さ制限等）</p>
採点結果の区分（成績）	<p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：41.2%、ランクⅡ：25.8%、ランクⅢ：23.0%、ランクⅣ：10.0%</p>
合格基準	<p>採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。</p>